

浄化槽保守点検業者登録(新規・更新)申請書

福島県浄化槽保守点検業者登録条例第3条第1項の規定により、次のとおり登録を申請します。

年 月 日

福島県知事

住 所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	郵便番号(      —      )  電話番号(      )      —	
氏 名(法人にあつては、 名称並びに代表者の職及 び氏名)		
役員(業務を執行する社員、取締役、理事又はこれらに準ずる者)の氏名、役名及び住所		
氏 名	役名(常勤・非常勤)	住 所
申請時において既に受けている登録	福島県知事登録等      号 (      年      月      日登録)	

営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号			
営業所		浄化槽管理士	
名称	所在地	氏名	免状の交付番号
	郵便番号( ー ) 電話番号( ー )		
営業区域に係る市町村の名称			
営業所の名称	市 町 村 名		

※ 整理番号		※ 受理年月日	
-----------	--	------------	--

- 備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。  
2 「(新規・更新)」については、不要の文字を抹消すること。

様式第2号(第2条関係)

誓 約 書

年 月 日

福島県知事

私は、福島県浄化槽保守点検業者登録条例第5条第1項第1号から第4号まで又は第6号に該当しない者であることを誓約します。

氏 名	生年月日	役職名等	住 所

様式第3号(第2条関係)

器 具 明 細 書

営業所の名称	器具の名称	個数

様式第4号(第2条関係)

浄化槽清掃業者の氏名等

営業区域に係る 市町村の名称	連絡をとっている又はと る予定の清掃業者の氏名 又は名称	左の清掃業者の営業所の所在地 及び電話番号



様式第6号(第2条関係)

浄化槽管理士の略歴書

現住所	郵便番号(      —      )		電話番号(      )      —
氏名		生年月日	年 月 日生
営業所の名称		浄化槽管理士免状の交付番号	
職名		最終学歴	
職歴	期 〔      年 月 日から 年 月 日まで 〕	従事した職務内容	
賞罰	年 月 日	賞 罰 内 容	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

備考 「賞罰」欄には、行政処分についても記載すること。

様式第7号(第2条関係)

事 業 概 要 書

事 業 の 内 容	
法人にあつては、資本の額又は出資の総額	
営業所ごとに常時使用する従業員数	
営 業 所 の 名 称	人 数
保守点検に係る料金体系	

営業所ごとの浄化槽の保守点検基数			
営業所の名称	市 町 村 名	人 槽 別 保 守 点 検 基 数	
		人 槽	基 数

備考

- 1 保守点検基数は、新規の場合は保守点検を行う予定の基数を記載し、更新の場合は現に保守点検を行つている基数を記載すること。
- 2 「事業の内容」欄には、事業の内容(例 保守点検、清掃業、施工業等)を具体的に記載すること。

様式第8号(第3条関係)

浄化槽保守点検業者登録簿

登録番号	福島県知事登録 第 号	登録年月日	年 月 日
		有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
氏名又は名称		法人の代表者 の職及び氏名	
住 所 (法人にあつては、主 たる事務所の所在地)	郵便番号(      —      )  電話番号(      )      —		
役員 の 氏 名 及 び 住 所			
氏 名		住 所	
営業所 の 名 称 及 び 所 在 地			
名 称		所 在 地	

営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名等		
営業所の名称	浄化槽管理士の氏名	浄化槽管理士免状の 交付番号
営業区域に係る市町村名		
変 更 内 容		
届出年月日	変 更 事 項	変 更 後

契 印

浄化槽保守点検業者登録証

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の職及び氏名〕

福島県浄化槽保守点検業者登録条例第4条第1項の規定により、浄化槽保守点検業者登録簿に登録したことを証する。

登 録 番 号	福島県知事登録第 号	
登 録 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
営 業 所	名 称	
	所 在 地	
浄化槽管理士の氏名		

年 月 日

福島県知事

印

様式第10号(第5条関係)

浄化槽保守点検業者登録簿閲覧請求書

年 月 日

福島県知事

住 所  
請求者  
氏 名

福島県浄化槽保守点検業者登録条例第4条第4項の規定により、浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧を請求します。

閲覧理由

様式第11号(第6条関係)

浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書

福島県浄化槽保守点検業者登録条例第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出をします。

年 月 日

福島県知事

郵便番号( ー )

住 所

届出者

電話番号( ) ー

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称〕  
並びに代表者の職及び氏名

登 録 番 号 福島県知事登録第 号

登録年月日 年 月 日

変 更 内 容			
変 更 に 係 る 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

様式第12号(第7条関係)

浄化槽保守点検業者登録証書換え申請書

福島県  
収入証紙

福島県浄化槽保守点検業者登録条例第7条の規定により、次のとおり登録証の書換えを申請します。

年 月 日

福島県知事

郵便番号( )

住 所

申請者

電話番号( )

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称〕  
並びに代表者の職及び氏名

登 録 番 号 福島県知事登録第 号

登録年月日 年 月 日

書 換 え を 要 す る 営 業 所			
名 称	所 在 地		
書 換 え 事 項			
書 換 え 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

様式第13号(第8条関係)

浄化槽保守点検業者登録証再交付申請書

福島県  
収入証紙

福島県浄化槽保守点検業者登録条例第8条第1項の規定により、次のとおり、登録証の再交付を申請します。

年 月 日

福島県知事

郵便番号( )

住 所

申請者

電話番号( )

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称〕  
並びに代表者の職及び氏名

登 録 番 号 福島県知事登録第 号

登録年月日 年 月 日

再 交 付 を 要 す る 営 業 所

名 称

所 在 地

再 交 付 の 理 由

再 交 付 の 理 由	

様式第14号(第9条関係)

浄化槽保守点検業者廃業等届出書

福島県浄化槽保守点検業者登録条例第9条の規定により、次のとおり廃業等の届出を  
します。

年 月 日

福島県知事

郵便番号( ) ( )

住 所

届出者

電話番号( ) ( )

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称〕  
並びに代表者の職及び氏名

登 録 番 号 福島県知事登録第 ( ) 号

登録年月日 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日

廃業等の年月日	年 月 日
廃業等の理由	

様式第15号

通 知 書

浄化槽の保守点検を行った結果、清掃の必要が認められたので、清掃されるよう福島県浄化槽保守点検業者登録条例第12条第2項の規定によりお知らせします。

年 月 日

浄化槽管理者  
浄化槽清掃業者

住 所  
電話番号( ) -

氏名又は名称

登録番号 福島県知事登録第 号

記

- 1 保守点検年月日
- 2 保守点検を行い又は監督した浄化槽管理士の氏名
- 3 所 見



浄化槽の処理対象人員	に び 基 所 見 づ く 記 録	5	駆動装置及びポンプ設備における作動の状況						
		6	嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽における水位等の状況						
浄化槽の利用人口		7	接触ばつ気室における溶存酸素量の適正保持の状況						
		8	ばつ気タンク等における溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度の状況						
		9	散水ろ床型二次処理装置における嫌気性変化等の状況						
浄化槽清掃業者の氏名等		10	平面酸化型二次処理装置における均等流水及び異物付着の状況						
		11	汚泥返送装置又は汚泥移送装置の作動の状況						
		12	砂ろ過装置及び活性炭吸着装置における通水量等の状況						
		13	汚泥濃縮装置及び汚泥脱水装置における作動の状況						
浄化槽工事業者の氏名等		14	吸着剤、水素イオン濃度調節剤等の供給量の調整						
		15	悪臭、騒音、振動及び害虫発生の状況						
		16	放流水の消毒の状況						
		17	水量又は水質を測定し、又は記録する機器における作動の状況						
		18	その他						
			総合所見及び講じた措置						
条 例 第12条 第2項 の 通 知 年 月 日									
保 守 点 検 料 金									

様式第17号(第13条関係)

身 分 証 明 書  
(表)

↑ 8 セ ン チ メ ー ト ル ↓	写 真	第 号
	福島県	所 属 職 氏 名
この証明書を携帯する者は、福島県浄化槽保守点検業者登録条例第16条第2項の規定により立入検査等を行う職員である。		
年 月 日		
福島県知事		印
←-----12センチメートル-----→		

備考 本証には、写真に懸かるように「福島県」の浮出しプレスを押印するものとする。

(裏)

福島県浄化槽保守点検業者登録条例(抜粋)

(報告聴取、立入検査等)

第16条 知事は、この条例施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に、その業務に関し期限を付して報告させることができる。

2 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、当該職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合において、当該職員は、身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。